

〔変更案〕 第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

※変更箇所を朱書き

第4章では、「基本理念Ⅱ 重点推進事項3 幼児期までのこどもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）」や「基本理念Ⅱ 重点推進事項7 子育て当事者への支援」において、「教育・保育等の提供体制の確保・充実」、「幼児期の教育・保育の質の向上」、「保育士等の人材確保・育成・処遇改善」、「多様な保育ニーズへの対応」等について、島根県としての方向性を示したところです。

一方、子ども・子育て支援法では、就学前のこどもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる保育士、保育教諭、幼稚園教諭、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。

このため、第5章では、子ども・子育て支援法に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取組内容を示すことにより、質の高い教育・保育等の提供等を着実に推進し、一人ひとりのこどもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

（1）趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

その際、広域利用の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定を行う際の需給調整の判断基準となることを考慮して設定します。

（2）区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、県が設定する区域は、全ての認定区分で市町村の区域（1市町村を1区域）とします。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期

（1）趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定及び各年度における提供体制の確保の内容及び実施時期は、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとします。

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

＜島根県全体＞ ※各市町村区域（P108～P117）の数値の合計

（単位：人）

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）		1,631	11,684	8,665	1,586	11,293	8,308	1,529	10,793	8,096	1,444	10,154	7,944	1,392	9,724	7,799
確保方策	特定教育施設・ 認定こども園・幼稚園 ※1	4,497	105		4,498	102		4,499	99		4,468	93		4,475	89	
	認定こども園・認可保育所	227	12,110	9,660	227	12,072	9,599	227	12,001	9,559	247	11,936	9,548	247	11,881	9,513
	地域型 事業															
	小規模保育		22	141		22	141		22	141		22	141		22	141
	家庭的保育			10			10			10			10			10
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設			22			22			22			22			22
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園※2	50			50			50			50		0	50		
	幼稚園＋預かり保育※3	412			407			400			384			376		
	企業主導型保育施設※4		21	62		21	62		21	62		21	62		21	62
	認可外保育施設※5		137	147		137	147		137	147		137	147		137	147
	接続 幼稚園 保育															
	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】※6															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】※7															
確保方策合計（B）		5,186	12,395	10,042	5,182	12,354	9,981	5,176	12,280	9,941	5,149	12,209	9,930	5,148	12,150	9,895
過不足（B－A）		3,555	711	1,377	3,596	1,061	1,673	3,647	1,487	1,845	3,705	2,055	1,986	3,756	2,426	2,096

※1 新制度へ移行する認可幼稚園

※2 新制度へ移行しない認可幼稚園

※3 幼稚園において、預かり保育（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合、2号認定子どもの受け皿（確保策）として位置づけ可能

※4 企業主導型保育施設について、地域枠として対象とした分を受け皿（確保策）として位置づけ可能

※5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設

※6 幼稚園において、一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児の受け入れを行う場合は、3号認定子どもに関する受け皿（確保策）として位置づけ可能

※7 幼稚園において、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0～2歳児の受け入れを行う場合、3号認定子どもの受け皿（確保策）として位置づけ可能

注2) 1号…満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号以外のもの（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号）

2号…満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号）

3号…満3歳未満の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号）

<松江市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			502	3,776	2,587	484	3,642	2,448	462	3,475	2,360	427	3,209	2,320	404	3,034	2,286
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1	1,952	79		1,955	76		1,958	73		1,964	67		1,968	63	
		認定こども園・認可保育所		4,101	3,100		4,101	3,100		4,101	3,100		4,101	3,100		4,101	3,100
	地域型保育事業	小規模保育			89			89			89			89			89
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2		50			50			50			50			50		
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4			21	56		21	56		21	56		21	56		21	56
	認可外保育施設*5																
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
確保方策合計（B）			2,002	4,201	3,245	2,005	4,198	3,245	2,008	4,195	3,245	2,014	4,189	3,245	2,018	4,185	3,245
過不足（B－A）			1,500	425	658	1,521	556	797	1,546	720	885	1,587	980	925	1,614	1,151	959

<浜田市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み（A）			104	712	561	101	689	519	95	647	506	88	604	492	81	555	478	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1	180			180			180			180			180			
		認定こども園・認可保育所		894	681		894	681		894	681		894	681		894	681	
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																	
	幼稚園＋預かり保育*3																	
	企業主導型保育施設*4																	
	認可外保育施設*5																	
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6																
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7																
確保方策合計（B）			180	894	681	180	894	681	180	894	681	180	894	681	180	894	681	
過不足（B－A）			76	182	120	79	205	162	85	247	175	92	290	189	99	339	203	

<出雲市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			781	3,454	2,555	772	3,409	2,497	759	3,350	2,471	728	3,210	2,443	714	3,150	2,417
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園＊ ¹	2,013			2,018			2,025			2,041			2,049		
		認定こども園・認可保育所		3,058	2,857		3,092	2,889		3,119	2,913		3,140	2,933		3,140	2,933
	地域型保育事業	小規模保育			12			12			12			12			12
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園＊ ²																
	幼稚園＋預かり保育＊ ³		412			407			400			384			376		
	企業主導型保育施設＊ ⁴																
	認可外保育施設＊ ⁵			125	145		125	145		125	145		125	145		125	145
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】＊ ⁶															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】＊ ⁷															
		確保方策合計（B）		2,425	3,183	3,014	2,425	3,217	3,046	2,425	3,244	3,070	2,425	3,265	3,090	2,425	3,265
過不足（B－A）			1,644	▲ 271	459	1,653	▲ 192	549	1,666	▲ 106	599	1,697	55	647	1,711	115	673

<益田市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み（A）			58	750	552	51	713	507	42	643	494	34	578	479	29	532	465	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園＊ ¹	58			51			42			34			29			
		認定こども園・認可保育所		750	593		713	539		643	518		578	498		532	481	
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設			10			10			10			10			10	
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園＊ ²																	
	幼稚園＋預かり保育＊ ³																	
	企業主導型保育施設＊ ⁴																	
	認可外保育施設＊ ⁵																	
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】＊ ⁶																
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】＊ ⁷																
		確保方策合計（B）		58	750	603	51	713	549	42	643	528	34	578	508	29	532	491
過不足（B－A）			0	0	51	0	0	42	0	0	34	0	0	29	0	0	26	

<大田市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み（A）			53	494	420	50	460	398	48	425	376	45	391	354	42	356	333	
確保方策	保育施設	認定こども園・幼稚園＊1	45			45			45									
		認定こども園・認可保育所	35	532	398	35	506	374	35	486	364	55	476	364	55	473	357	
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育			10			10			10			10			10	
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設			12			12			12			12			12	
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園＊2																	
	幼稚園＋預かり保育＊3																	
	企業主導型保育施設＊4																	
	認可外保育施設＊5																	
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】＊6																
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】＊7																
	確保方策合計（B）		80	532	420	80	506	396	80	486	386	55	476	386	55	473	379	
過不足（B－A）			27	38	0	30	46	▲ 2	32	61	10	10	85	32	13	117	46	

<安来市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み（A）			35	572	454	33	534	448	30	496	424	29	479	410	29	473	395	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1	25	20		25	20		25	20		25	20		25	20		
		認定こども園・認可保育所	93	598	454	93	598	448	93	598	424	93	598	410	93	598	395	
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																	
	幼稚園＋預かり保育*3																	
	企業主導型保育施設*4																	
	認可外保育施設*5																	
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6																
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7																
		確保方策合計（B）		118	618	454	118	618	448	118	618	424	118	618	410	118	618	395
過不足（B－A）			83	46	0	85	84	0	88	122	0	89	139	0	89	145	0	

<江津市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み（A）			15	360	280	15	350	275	15	340	270	15	330	265	15	320	260	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園＊ ¹																
		認定こども園・認可保育所	55	396	294	55	396	294	55	396	294	55	396	294	55	396	294	
	地域型保育事業	小規模保育			19			19			19			19			19	
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園＊ ²																	
	幼稚園＋預かり保育＊ ³																	
	企業主導型保育施設＊ ⁴																	
	認可外保育施設＊ ⁵																	
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】＊ ⁶																
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】＊ ⁷																
	確保方策合計（B）		55	396	313	55	396	313	55	396	313	55	396	313	55	396	313	
過不足（B－A）			40	36	33	40	46	38	40	56	43	40	66	48	40	76	53	

<雲南市区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			57	560	466	55	540	463	54	536	456	55	542	449	55	538	440
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園＊1	224	6		224	6		224	6		224	6		224	6	
		認定こども園・認可保育所		698	492		698	492		698	492		698	492		698	492
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園＊2																
	幼稚園＋預かり保育＊3																
	企業主導型保育施設＊4				6			6			6			6			6
	認可外保育施設＊5																
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】＊6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】＊7															
		確保方策合計（B）		224	704	498	224	704	498	224	704	498	224	704	498	224	704
過不足（B－A）			167	144	32	169	164	35	170	168	42	169	162	49	169	166	58

< 奥出雲町区域 >

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み（A）			10	160	140	10	148	135	10	136	130	10	124	126	10	112	122	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園＊ ¹																
		認定こども園・認可保育所	10	170	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140	
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園＊ ²																	
	幼稚園＋預かり保育＊ ³																	
	企業主導型保育施設＊ ⁴																	
	認可外保育施設＊ ⁵																	
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】＊ ⁶																
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】＊ ⁷																
	確保方策合計（B）		10	170	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140	
過不足（B－A）			0	10	0	0	12	5	0	24	10	0	36	14	0	48	18	

< 飯南町区域 >

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）				63	50		61	49		60	48		59	47		58	46
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所		70	57		70	57		70	57		70	57		70	57
	地域型 保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続 幼稚園 保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	0	70	57	0	70	57	0	70	57	0	70	57	0	70	57
過不足（B－A）			0	7	7	0	9	8	0	10	9	0	11	10	0	12	11

<川本町区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）				48	34		49	39		38	39		41	41		40	45
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所		48	34		49	39		38	39		41	41		40	45
	地域型 保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続 幼稚園 保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	0	48	34	0	49	39	0	38	39	0	41	41	0	40	45
過不足（B－A）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<美郷町区域>

(単位：人)

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）				65	52		59	46		54	36		52	36		46	36
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所		65	52		59	46		54	37		53	37		53	37
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続保育園	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	0	65	52	0	59	46	0	54	37	0	53	37	0	53	37
過不足（B－A）			0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	7	1

< 邑南町区域 >

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			1	166	114	1	154	105	1	136	100	1	118	100	1	111	100
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所	1	197	114	1	206	105	1	211	100	1	211	100	1	211	100
	地域型 保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続 幼稚園 保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	1	197	114	1	206	105	1	211	100	1	211	100	1	211	100
過不足（B－A）			0	31	0	0	52	0	0	75	0	0	93	0	0	100	0

< 津和野町区域 >

(単位：人)

（単位：人）

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			6	86	63	5	76	54	4	66	57	4	59	54	4	53	51
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所	10	67	43	10	67	43	10	67	43	10	67	43	10	67	43
	地域型保育事業	小規模保育		22	21		22	21		22	21		22	21		22	21
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	10	89	64	10	89	64	10	89	64	10	89	64	10	89	64
過不足（B－A）			4	3	1	5	13	10	6	23	7	6	30	10	6	36	13

<吉賀町区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			1	104	77	1	95	69	1	87	71	1	82	69	1	76	66
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・幼稚園＊ ¹															
		認定こども園・認可保育所	1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85
	地域型 保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園＊ ²																
	幼稚園＋預かり保育＊ ³																
	企業主導型保育施設＊ ⁴																
	認可外保育施設＊ ⁵																
	接続 幼稚園 保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】＊ ⁶															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】＊ ⁷															
	確保方策合計（B）		1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85
過不足（B－A）			0	1	8	0	10	16	0	18	14	0	23	16	0	29	19

<海士町区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み（A）				48	25		46	30		40	38		28	40		33	40	
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1																
		認定こども園・認可保育所		36	23		34	28		28	36		16	38		21	38	
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																	
	幼稚園＋預かり保育*3																	
	企業主導型保育施設*4																	
	認可外保育施設*5			12	2		12	2		12	2		12	2		12	2	
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6																
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7																
		確保方策合計（B）		0	48	25	0	46	30	0	40	38	0	28	40	0	33	40
過不足（B－A）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<西ノ島町区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			2	22	17	2	25	12	2	32	11	2	29	11	2	21	11
確保方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所	2	22	17	2	25	12	2	32	11	2	29	11	2	21	11
	地域型 保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続 幼稚園 保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	2	22	17	2	25	12	2	32	11	2	29	11	2	21	11
過不足（B－A）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<知夫村区域>

(単位：人)

（単位：人）

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）				17	12		13	13		15	11		17	10		15	10
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所		17	12		13	13		15	11		17	10		15	10
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続幼稚園保育	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	0	17	12	0	13	13	0	15	11	0	17	10	0	15	10
過不足（B－A）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<隠岐の島町区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み（A）			6	227	206	6	230	201	6	217	198	5	202	198	5	201	198
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園＋預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接続幼稚園	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
		確保方策合計（B）	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214
過不足（B－A）			14	59	8	14	56	13	14	69	16	15	84	16	15	85	16

3 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取組を実施し、市町村の意向も踏まえ、移行を希望する施設を支援します。

- ① 認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ② 認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③ 供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

(2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する幼稚園や保育所が、認定こども園に移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えます。

幼稚園や保育所が、認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、今後の移行希望等を勘案し、次のとおり設定することとします。

＜計画に定める数＞

区域名	1号	2号	3号	区域名	1号	2号	3号
松江市	1,650	1,200	700	川本町	30	0	0
浜田市	100	350	250	美郷町	30	0	0
出雲市	1,700	150	700	邑南町	30	0	0
益田市	50	50	50	津和野町	30	0	0
大田市	50	150	50	吉賀町	30	0	0
安来市	100	50	50	海士町	30	0	0
江津市	50	100	100	西ノ島町	30	0	0
雲南市	200	200	50	知夫村	30	0	0
奥出雲町	30	0	0	隠岐の島町	30	0	0
飯南町	30	0	0				

(3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、保育所等に対する認定こども園への移行希望調査結果等を参考として、目標設置数とします。

＜区域別の目標設置数＞

[単位：箇所]

区域名	令和 6 年度末 施設数	目標設置数（移行希望数）			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度 以降
松江市	26	1	1		1
浜田市	7	1			
出雲市	4		2	2	6
益田市	8	2	1	1	3
大田市	3		1	2	
安来市	18				
江津市	4				
雲南市	10				
奥出雲町	0		3		
飯南町	0				
川本町	0				
美郷町	0				
邑南町	0				
津和野町	1				
吉賀町	0				
海士町	0				
西ノ島町	1				
知夫村	0				
隠岐の島町	1				
県合計	83	4	8	5	10

※認定こども園の設置数は全施設類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の合計数

（４）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達には連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、こどもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、平成 30（2018）年度に設置した島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、県主催の研修実施、市町村担当による助言・指導への同行支援、市町村主催の研修を支援等、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

また、「しまねの架け橋期の教育ガイド（令和7（2025）年3月策定）」も活用しながら、市町村、幼児教育施設、県、家庭（保護者）及び地域が一体となって幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

そして、市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上に主体的に取り組むことができるための体制の整備を支援します。

4 乳児等通園支援事業に係る教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

また、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

6 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保及び資質の向上に必要な支援

（1）趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業、**乳児等通園支援事業**及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

（2）保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業、**乳児等通園支援事業**及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育士、保育教諭、幼稚園教諭を確保することが必要です。確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取組を行い、必要見込み人数の確保を図っていきます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育士、保育教諭、幼稚園教諭の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

① 教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の必要見込み数

(算定方法)

ア 令和5年社会福祉施設等調査等の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士、保育教諭数を算出

イ 令和5年社会福祉施設等調査等の保育士、保育教諭数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出

ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出

エ 乳児等通園支援事業の県内市町村別の確保方策に対して、最低基準上必要な保育士数を算出し、ウの数値に加算

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育士	4,640	4,516	4,353	4,173	4,041
保育教諭	436	422	407	387	374
幼稚園教諭	159	155	149	140	136

※幼稚園教諭は、国の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例（改訂版）」を参考に、「学校基本調査（令和6年度）」に基づく実態を加味して算出

※エの保育士数は、令和7年11月時点の県内市町村の乳児等通園支援の確保方策をもとに算出

② 保育の現状

令和5（2023）年度に県が実施した「島根県保育士確保等に関する実態調査」の結果では、平成30（2018）年度調査と比較し、県内全域で保育士の充足率が下がっており、保育士数にゆとりがなく、勤務の負担が大きくなっています。特に年度中途の保育士確保はより困難な状況が見受けられます。

さらに、保育現場を離職された正規職員のうち、半数が5年未満で離職しているなど、労働条件、賃金等の処遇の改善及び労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

③ 人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に応え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・ 指定保育士養成施設、保育団体、労働局、県社協等の関係機関で構成する「島根県保育士・保育所支援センター運営会議」を開催し、引き続き保育士確保・定着等に関する課題の共有や取組の検討を行います。
- ・ 新卒者の県内への就業促進のために、修学資金・家賃等の貸付や県内外の指定保育士養成施設でのガイダンスや就職相談会等を実施します。また、県外指定保育士養成施設に在籍する学生が県内で保育実習等を行う際の旅費助成を行います。
- ・ 潜在保育士の再就職支援のために、引き続き保育士・保育所支援センター、保育士再

就職コーディネーター、しまね保育人材バンクを活用し、就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行います。

- ・ 小中高生を対象に、保育士の仕事に実際に触れる機会の提供や保育士の魅力発信を目的とした動画の作成・周知等により、将来の職業選択の参考となるよう取り組みます。
- ・ 離職防止・職場定着のための働きやすい職場づくりの取組支援や、新人職員研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・ 保育士資格を有していない保育従事者や保育士の幼稚園教諭免許状の取得及び幼稚園教諭の保育士資格の取得を支援します。

<主な取組>

	事業名	事業内容
1	保育士修学資金貸付制度	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、以下の貸付を行います。 (1)保育士修学資金貸付 (2)保育補助者雇上費貸付 (3)未就学児を持つ保育士に対する保育料等の貸付 (4)就職準備金貸付
2	保育士修学資金（家賃）貸付事業	自宅からの通学が難しい石見、隠岐地域等の出身者に対し、指定保育士養成施設を卒業後、当該地域の保育施設で一定期間勤務することを条件に進学後に必要となる家賃等を貸与することにより、当該地域の保育施設への就職を促進します。
3	しまね保育実習等旅費支援事業	県外の保育士を目指す学生の方が、県内の保育所で保育実習や就業体験・ボランティアを行う際の旅費を助成します。
4	未就学児をもつ保育士のこどもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付	未就学児を持つ保育士の方が、早朝勤務や遅番など勤務の都合により、ファミリー・サポート・センター等のこどもの預かり支援サービスを利用する際の利用料金について貸付を行います。

	事業名	事業内容
5	保育士・保育所支援センター設置・運営等事業	保育士の確保・定着を図るため、潜在保育士等の就職支援や情報提供、勤務保育士の勤務環境改善等の取組を実施します。 【取組例】 (1) 保育士再就職支援コーディネーターの配置 ※東部・西部に「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、以下(2)及び(3)の事業を実施 (2) 潜在保育士等に対する求人・求職相談窓口対応 (3) しまね保育人材バンクの運営等 (4) 島根県保育士・保育所支援センター運営会議 (5) 保育士復職支援セミナー (6) 保育の仕事見学・体験事業 (7) 保育職場のエルダー制度普及支援 等
6	新卒保育士確保支援事業	保育士の確保・定着を図るため、指定保育士養成校施設の学生等を対象とした人材確保の取組を実施します。 【取組例】 (1) 県内外指定保育士養成施設における就職ガイダンス (2) 保育職場の合同相談会 (3) 県内外指定保育士養成施設への出張相談会 (4) 学生と保育所等との交流会 (5) 離島及び県西部等の保育所における人材確保の取組支援 (隠岐及び県西部等の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成) 等
7	保育士等の人材確保支援事業	保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、人材確保の支援を行います。
8	保育士資格取得支援事業	幼保連携型認定こども園や保育所等における保育士等の確保のため、対象者が保育士資格を取得するために要した保育士養成施設の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助等を行います。 (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 (4) 保育所等保育士資格取得支援事業 ① 保育所等保育士資格取得支援事業 ② 保育士試験による保育士資格取得支援事業
9	保育士等の働きやすい職場づくりセミナー	保育士の職場定着を高めるため、保育施設で勤務する管理職や保育士等を対象に労務環境の改善等を目的としたセミナーを実施します。
10	しまね保育士魅力向上・発信事業	小中高生を対象に保育士の仕事に触れる機会を設けることなどにより、将来の職業選択の一つとして保育士を選んでもらえるよう機運醸成を図ります。

(3) 職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の職場定着を図る必要があります。

島根県幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会の開催により、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上に取り組みます。

<保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上及び職場定着のための主な取組>

	保育士 【保育所等】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	幼稚園教諭 【幼稚園】
初任	保育士等キャリアアップ研修 【保育実践】	新規採用幼保連携型認定こども園 保育教諭研修	新規採用幼稚園教諭研修
	子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 ※幼稚園教諭、保育教諭も参加可能	法令に基づく現職研修（実践的指導力の向上）	法令に基づく現職研修（実践的指導力と使命感の向上、幅広い知見の獲得）
中堅	保育士等キャリアアップ研修 【各分野】	中堅保育教諭等資質向上研修	中堅教諭等資質向上研修
	※テーマ研修を参照	法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、中核的な役割を果たす上で必要な資質能力の向上）	法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）
テーマ研修	幼児教育推進研修		
	幼児教育に関する内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める。		
	保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等が合同で相互理解的な研修を行うことで、要領・指針が求めている保育・教育の共通理解を図る。		
職務研修	学校安全研修		
	学校安全の現状と課題等について理解することにより、教職員の指導力及びミドルリーダーとしての資質を向上させ、各学校における学校安全の推進・充実に資する。		
	通級による指導担当教員等研修 通級による指導担当教員の幅広い専門性と教室運営や指導の在り方についての識見を養い、その資質の向上を図ることで、通級指導教室の適切な運営をすすめ、もって特別支援教育の充実に資する。		
能力開発研修	就学前人権・同和教育講座		
	幼児期における人権・同和教育について理解を深めることで、子ども一人ひとりを大切にした幼児教育・保育の実践力向上につなげる。		
	子ども理解と支援講座		
	本講座を通して、子どもの心理面や発達特性から理解を深めることやそれを踏まえたかかわりを知り、相手に応じた支援の意欲や資質を高めることを目指す。		
	愛着（アタッチメント）形成に課題を抱える子どもの理解と支援講座		
	子どもが愛着形成をしていく過程及び課題について理解を深め、そのことを踏まえた関わりを考え、支援を行う資質を高める。		
	「個別の教育支援計画」でつなげる支援・つながる支援講座		
	個別の教育支援計画の意義や目的、関係機関との連携のあり方について理解を深め、障がいのある児童生徒一人ひとりに適切な支援を行う実践力の向上を図る。		
	教職員のかかわる力を高める実践講座		
	本講座の体験的な演習を通して、よりよいかかわりについて実感をともなった理解を深め、日々の教育活動に即生かせる実践力を高めることを目指す。		
	不登校の理解と支援講座		
	本講座を通して、不登校についてその要因や背景、支援のあり方について理解を深め、よりよい支援を行っていかうとする意欲や資質を高めることを目指す。		

		保育士 【保育所等】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	幼稚園教諭 【幼稚園】
テーマ研修（続き）	保育士等キャリアアップ研修	乳児保育		
		乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
		幼児教育		
		幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
		障がい児保育		
		障がい児保育に関する理解を深め、適切な障がい児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障がい児保育を行う力を養い、他の保育士等に障がい児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
		食育・アレルギー対応		
		食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
		保健衛生・安全対策		
		保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
保護者支援・子育て支援				
保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。				
マネジメント				
主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。				
		島根県私立幼稚園教育研修会 島根県私立幼稚園地区別教育研修会		
		私立幼稚園の資質向上を図る。		
その他	保育士等の働きやすい職場づくりセミナー			
	保育士等の職場定着を高めるため、保育所等の労務環境の改善等を図るとともに、不適切な保育等防止のためのセミナーを併せて開催し、「保育の質」向上等を図る。			

子育て支援員※	子育て支援員			
	教育・保育施設等で従事する者を確保し、「保育の質」の向上を図るため、子育て支援員研修において必要な研修を実施する。			

※地域で子育て支援等の仕事に関心を持つ方に対して、必要となる知識や技術等を習得するための研修

7 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます。また、放課後児童クラブ運営アドバイスや児童支援ノウハウの助言等を行う人材を配置し、放課後児童支援員等の質の向上を支援していきます。
- 利用者支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員の養成研修を実施していきます。
- 質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施にあたって基本となるのは人材であることから、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等のキャリアアップ研修を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組めます。